

# 熊本県公報

号外 第32号  
令和3年(2021年)  
6月30日(水)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (障がい者支援課) 1
- 熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則…………… (住宅課) 1

## 規 則

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第28号

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和45年熊本県規則第42号)の一部を次のように改正する。  
第2条第2項中「第23条第1項第1号」を「第23条第2項第1号」に改める。  
第10条第1項中「以下この条において同じ。」を削り、同条第2項中第3号を削る。  
別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「印」を削る。  
別記第4号様式中「印」を削り、「又は第3項」を「、第3項又は第4項後段」に改める。  
別記第5号様式から別記第7号様式までの規定中「印」を削る。

別記第8号様式中 「フリガナ 氏名」を 「印」

フリガナ 氏名 に、 「氏名」

「印」を 「氏名」 に改め、同様式備考第4号を削る。

別記第9号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

別記第10号様式中「医師氏名(自署又は記名押印)： 印」を「医師氏名：」に改める。

別記第11号様式及び別記第12号様式中「印」を削る。

- 附 則
- (施行期日)
- この規則は、令和3年7月1日から施行する。
  - (経過措置)
  - この規則による改正後の第10条の規定は、令和3年7月以降の月分の徴収額について適用し、同年6月以前の月分の徴収額については、従前の例による額とする。
  - この規則の施行の際現に改正前の熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第29号

熊本県営住宅管理規則の一部を改正する規則  
熊本県営住宅管理規則(平成9年熊本県規則第57号)の一部を次のように改正する。  
第1条の2第1項第7号中「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)」

を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に改める。

附則別記様式中 「

	印
--	---

」を

--

に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第2条、第25条関係)

県 営 住 宅 入 居 申 込 書

希望団地	受付番号	抽せん順位
団地		
団地		

期限付入居希望	低倍率住戸希望	受付番号	抽せん順位

熊本県知事 様  
 年 月 日  
 次のとおり、県営住宅に入居したいので、申し込みます。  
 なお、この申込書に虚偽があるときは、この申込みが無効とされても異議を申しません。  
 (フリガナ)  
 申込者の氏名

現住所	郵便番号	電話	自宅
	—		携帯
勤務先	名称	電話番号( )	—

勤務先	所在地						寡婦	ひとり親	年間所得金額
	フリガナ氏名	生年月日	年齢	続柄	障害等級	勤務先等			
本人		年 月 日		本人		TEL			円
		年 月 日				TEL			円
同居		年 月 日				TEL			円
		年 月 日				TEL			円
親		年 月 日				TEL			円
		年 月 日				TEL			円
別居扶養家族		年 月 日				TEL			円
		年 月 日				TEL			円

低層階及びエレベーター設置棟希望 有 ・ 無      重度障害者(車イス常用)住戸希望 有 ・ 無

問 申込者又は同居親族名義の持家がありますか。(持分がある場合も含みます。)      はい ・ いいえ

問 現在、公営住宅にお住まいですか。      はい ・ いいえ  
 はいと答えた方は、申込みをした理由を具体的に記入してください。

[ ]

B 所得控除	給与所得又は公的年金等に 係る雑所得を有する者	10万円以上 ( )人×10万円= _____ 円	A 年間所得金額(円)
		10万円未満 ( )人 _____ 円	
	同居親族・別居扶養親族	( )人×38万円= _____ 円	B 控除合計額(円)
	老人配偶者・老人扶養(70歳以上)	( )人×10万円= _____ 円	
	扶養親族(16歳以上23歳未満)	( )人×25万円= _____ 円	C=A-B
	特別障害者(1~2級)	( )人×40万円= _____ 円	
	障害者(3~6級)	( )人×27万円= _____ 円	円
	寡婦	27万円以上 ( )人×27万円= _____ 円	
	27万円未満 ( )人 _____ 円	D=C÷12	
ひとり親	35万円以上 ( )人×35万円= _____ 円		円
	35万円未満 ( )人 _____ 円		

(注)

- 1 (太線)の枠内のみ記入してください。
- 2 「寡婦」の欄には、該当する場合「○」を記入してください。
- 3 「ひとり親」の欄には、該当する場合「○」を記入してください。
- 4 「低倍率住戸希望」の欄には、低倍率住戸を併願される場合「○」を記入してください。
- 5 「期限付入居希望」の欄には、期限付入居制度を希望される場合「○」を記入してください。
- 6 「希望団地」の欄には、希望される団地を2つまで記入してください。
- 7 低層階及びエレベーター設置棟を希望される場合は、「有」に○をつけてください。
- 8 重度障害者(車イス常用)住戸を希望される場合は、「有」に○をつけてください。
- 9 申込者及び同居親族の中に暴力団員がいる場合は、入居できません。
- 10 申込者及び同居親族が暴力団員であるか否かを確認するため、警察に照会する場合があります。

別記第1号様式の2(裏)及び別記第4号の2様式中「印」を削る。

別記第4号の3様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、「※ 氏名を自署する場合は、押印は不要です。」を削る。

別記第4号の4様式中「印」を削る。

別記第4号の5様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、「※ 氏名を自署する場合は、押印は不要です。」を削る。

別記第4号の6様式中

	印
--	---

を「



」に改める。

別記第4号の7様式中「印」を削る。

別記第4号の8様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、「※ 氏名を自署する場合は、押印は不要です。」を削る。

別記第5号様式中

	印
--	---

を「



」に改める。

別記第5号の2様式中

	印
--	---

を「



」に改める。

別記第5号の2の2様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

別記第5号の3様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別記第5号の5様式中「印」を削る。

別記第5号の6様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、「※ 氏名を自署する場合は、押印は不要です。」を削る。

別記第6号様式を次のように改める。



別記第8号様式中「印」を削り、「寡婦(夫)」を「寡婦・ひとり親」に改める。

別記第11号様式及び別記第12号様式中「印」を削る。

別記第15号様式中「氏名 印」を「氏名」に、「※1 申請者欄の氏名を自  
2 ( )内は、1又は2

署する場合は、押印は不要です。

のいずれかを選択してください。」を「※( )内は、1又は2のいずれかを選択してくだ  
さい。」に改める。

別記第16号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式備考中第1号を削り、  
第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

別記第18号様式中「氏名 印」を「氏名」に、「※1 申請者欄の氏名を自  
2 ( )内は、1又は2

署する場合は、押印は不要です。

のいずれかを選択してください。」を「※( )内は、1又は2のいずれかを選択してくだ  
さい。」に改める。

別記第22号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式備考を削る。

別記第24号様式及び別記第25号様式中「印」を削る。

別記第26号様式中「氏名 印」を「氏名」に改め、同様式備考中第1号を  
削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

別記第28号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考  
第2号を備考とする。

別記第29号様式の備考以外の部分中「印」を削り、同様式中備考第1号を削り、備考  
第2号を備考とする。

別記第30号様式中「印」を削る。

#### 附 則

1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県営住宅管理規則の規定により知事に提出され  
ている申請書その他の書類は、改正後の熊本県営住宅管理規則の規定により知事に提出  
された申請書その他の書類とみなす。